（令和７年第１回定例会１月会議）

参考資料（議案関係）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【報告第１号　参考資料】

○位置図

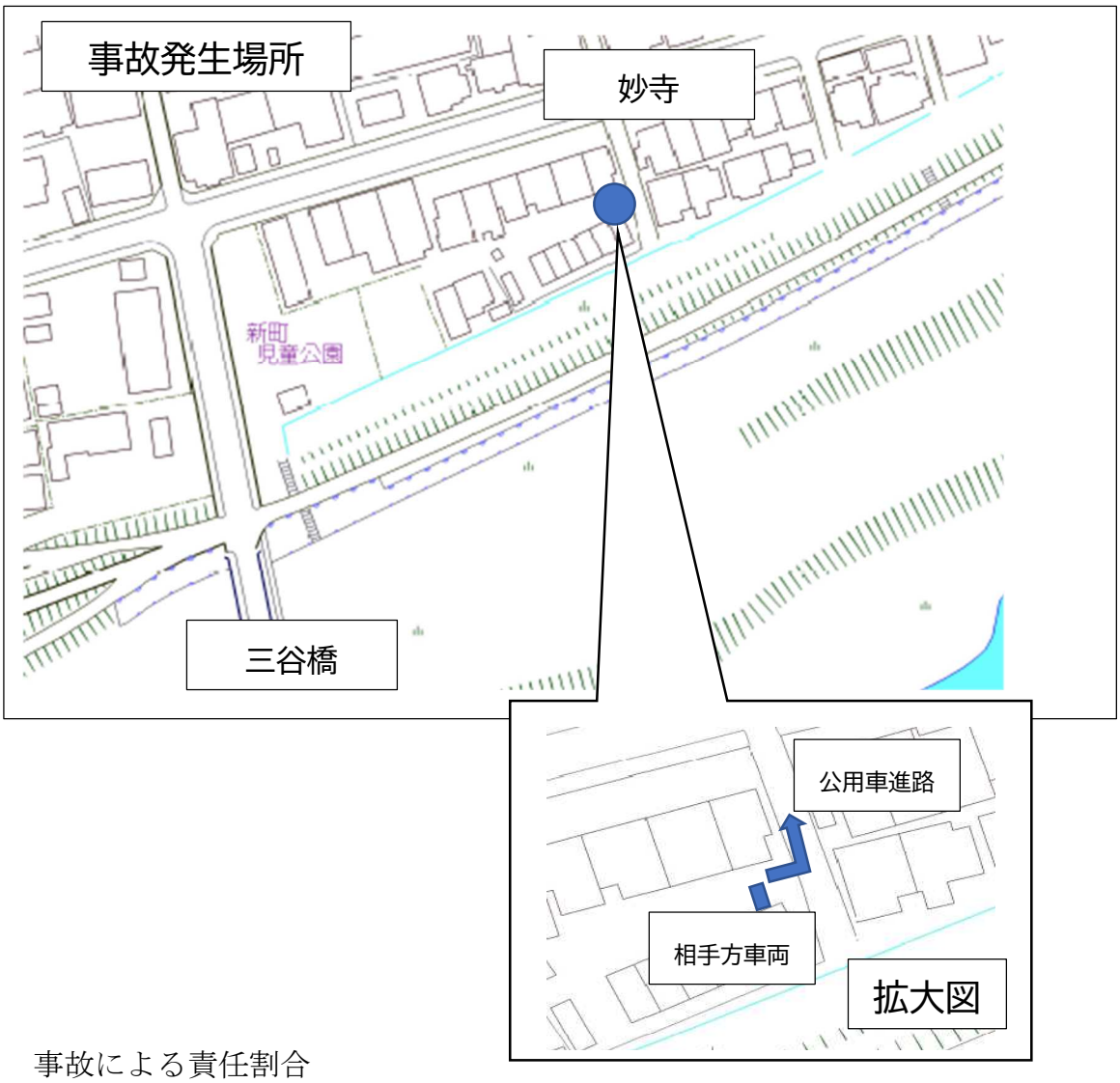

○　事故による責任割合
かつらぎ町　　１００％
相手方　　０％

○　損害賠償の内訳
物損修繕費　１３２，３３１円

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第１号　かつらぎ町議会基本条例の全部を改正する条例制定について

２．背景・経過

議会基本条例は、地方議会の運営の基本原則や議会と議員の活動原則、町民参加、町長と議会との関係などを明文化した条例で、議会の最高規範といえます。基本条例は主に議会活動の原則とその理念を示すもので、平成１８年に北海道栗山町議会が全国に先駆けて制定したところから始まり、令和５年１０月１日現在、１７８８自治体の内４０９自治体で制定されています。本町議会基本条例は、平成２８年８月１日施行から８年が経過しているため、令和５年から見直しに着手しました。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会基本条例の抜本的な見直しに伴い、全部改正を行おうとするものです。

４．概要

①抜本的な見直しによって、重複部分の削除及びかつらぎ町例規集を踏まえた表記の統一を行います。
②前文では、二元代表制に基づいて議会基本条例の理念を明確にします。
③通年議会が定着していることを踏まえ、基本条例の中に位置づけるよう変更します。
④基本条例が議会の最高規範となるよう、他の条例との関係を鮮明にするため、他の条例に根拠がある場合は、条例名を明記します。
⑤委員会の活動原則を明記します。
⑥議員間の自由討議による合意形成を重視し、本会議及び委員会で自由討議が実施できるよう規定します。
⑦一般会議の規定を導入し、本会議と委員会が住民との懇談ができるよう考え方を整理します。
⑧質疑等に対する詳細説明を導入し、町長その他説明員が議員に対し詳しい説明を求めることができるようにします。
⑨議会業務継続計画の策定に伴い、議会による防災対応を規定します。
⑩議員及び委員会が、条例案、条例の修正案及び予算の修正案等を行う場合、実務上の誤りが生じないよう町長等との協議を義務づけます。
⑪基本条例の改正の際、関係条例等の改正が必要な場合は、改正手続きを行います。

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第１号　参考資料】

かつらぎ町議会基本条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会基本条例(平成28年かつらぎ町条例第28号) 目次 前文 第1章　総則(第1条・第2条) 第2章　議会・議員の活動原則(第3条―第7条) 第3章　住民と議会の関係(第8条) 第4章　町長と議会の関係(第9条―第13条) 第5章　議会活性化の推進(第14条・第15条) 第6章　議会の防災活動等(第16条) 第7章　議会及び議会事務局の体制整備(第17条―第20条) 第8章　議員の身分・待遇及び政治倫理(第21条―第23条) 第9章　最高規範性及び研修(第24条・第25条) 第10章　条例の検証及び改正(第26条) 附則 地方自治体は、団体自治と住民自治という地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進を目的として設置されている。かつらぎ町議会(以下「議会」という。)は、かつらぎ町(以下「町」という。)の主人公は住民であるという認識を貫いて、この目的の実現と地域における民主主義の発展のために取り組むことを宣言する。	○かつらぎ町議会基本条例(平成28年かつらぎ町条例第28号) 目次 前文 第1章　総則(第1条・第2条) 第2章　議会・議員の活動原則(第3条・第4条) 第3章　町民と議会の関係(第5条) 第4章　町長と議会の関係(第6条―第9条) 第5章　議会運営と議会機能の発揮(第10条―第13条) 第6章　議会活性化の推進(第14条・第15条) 第7章　議会及び議会事務局の体制整備(第16条―第19条) 第8章　議員の身分・待遇及び政治倫理(第20条―第22条) 第9章　最高規範性及び見直し手続(第23条―第25条) 附則 地方分権一括法の施行以来、国と地方の役割分担の明確化が図られ、地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待されています。

改　正　後	改　正　前
かつらぎ町議会議員(以下「議員」という。)とかつらぎ町長(以下「町長」という。)は、ともに直接住民による選挙によって選ばれ、ともに住民に対する責任を負っている。二元代表制により町長と議会は対等平等であり、互いに緊張を保ちつつ協力し合うことが求められる。町長と議会は、住民の信託に応え、住民の代表として多様な住民の意思を議会に生かし、町の最良の意思決定を行う共通の使命を担っている。	議会は、二元代表制の一翼として、町民の信託を厳粛に受け止め、政策形成及び政策の実施過程に多角的に参画し、その要所で重要な意思決定が求められています。
議会は、通年議会のもと住民に開かれた議会になっているかという観点で情報公開を推進し、議員間の自由討議を重視し、合議制の仕組みが発展するよう努める。また議会の政策活動への住民参加を推進する。	かつらぎ町議会(以下「議会」という。)は、平成17年10月の町村合併後、全国町村議会議長会の「地方分権時代に対応した新たな町村議会のあり方についての提言」に基づいて、本格的な議会の活性化を進めてきました。以来10余年の間、議員間での率直な意見交換や町内各種団体との懇談を通じて、議会の役割について相互の理解を深めることができました。その一つとして、平成26年より県下に先がけて通年議会を実施しています。
議会は、諸議案に対し、住民の立場からチェックし論点や争点、問題点などを明らかにしつつ改善点を提案している。行政監視機能と呼ばれるこれらの役割を果たすことは、議会の第一の使命であり、行政の仕事を発展させる大きな力になる。また、議会は、住民の代表として、よりよい意思決定を実現するため、議案の提出や修正などを通じ、政策立案能力を発揮すること又は、これからのまちづくりの在り方を展望して、政策提言を形にすることが求められる。これらの議会活動を実現するためには、議会活動を支える体制の整備や議会及び議員による調査や研究の充実も必要になる。	通年議会を通じて、町政の主人公は町民であるとの認識のもと、議員自らが政策立案能力を高め、地方自治の本旨である町民の福祉の増進に努めているところです。また、町民の代表機関として、議会のあるべき姿を示すためにも議会基本条例が必要であるとの共通認識に至りました。
議会は、日本国憲法と地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)を遵守しながら、上記の諸点について独自の議会運営ルールを策定し、住民とともに歩む議会を築くことを決意し、本条例を制定する。	憲法と地方自治法を遵守しながら、独自の議会運営ルールを策定し、議員の自己研鑽(さん)と資質の向上に努め、町民とともに歩む議会を築くことを決意し、この条例を制定します。

改　正　後	改　正　前
第1章　総則	第1章　総則
(目的)	(目的)
第1条　この条例は、地方分権の時代における議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、住民参加を基本とする開かれた議会を実現し、住民の福祉の増進を図り、町のまちづくりに貢献することを目的とする。	第1条　この条例は、議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めることにより、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、かつらぎ町(以下「町」という。)の豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。
(議会の役割)	(議会の役割)
第2条　議会は、住民を代表する公選の議員をもって構成され、行政運営に対する監視及び政策立案を行い、住民の民意を反映する議事機関としての責務を果たすものとする。議員は、二元代表制により町長と議会が対等平等の関係にあることを自覚し、議会の責務を果たすよう研鑽に努めるものとする。	第2条　議会は、町民を代表する公選の議員をもって構成され、政策の提案、行政運営に対しての監視を行い、町の意思決定機関であることから、執行機関と独立・対等の関係に立ち、相互に緊張感を保ちながら協力して町政の運営に当たる。
第2章　議会・議員の活動原則	第2章　議会・議員の活動原則
(通年議会)	
第3条　議会は、必要に応じて会議を開催し十分な審議を保障するために、かつらぎ町議会定例会条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)の規定により、会期を通年とする。 2　議会の会期を通年とすることによって生じる事務については、かつらぎ町議会通年議会事務要綱(平成25年かつらぎ町議会訓令第2号)の規定による。	
(議会の活動原則)	(議会の活動原則)
第4条　議会は、住民に主権があることを自覚し、住民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を重んじた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1)　議会は、行政運営の監視及び政策立案を行う機関であることを	第3条　議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた議会を目指し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

改　正　後	改　正　前
自覚し、審議及び議員間の協議に必要な会議期間を設けなければならない。 (2)　住民本位の適正な行政運営が行われているか、監視、批判及び評価を行う。 (3)　住民の多様な意見を把握し、町政に反映させるため、議案の修正、条例の提出等の政策立案及び政策提言を行う。 2　議会は、法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用し、意見を聴く機会を設けるよう努める。 3　議会は、議長及び副議長の選挙にあっては、かつらぎ町議会会議規則(昭和62年かつらぎ町議会規則第1号。以下「会議規則」という。)第61条第2項の規定により、それぞれの職を志願する者に対し所信を述べる機会を与えることができる。 4　議会は、議案の十分な審査を保障するため、必要に応じて委員会付託を行う。委員会に付託すべき議案の判断は、議会運営委員会が行い、議長が会議に諮る。 5　予算案及び決算案の審査のために、特別委員会を設置すべきと判断したときは、会議に提案されたことを受けて、議員の過半数を下回る委員を互選し、委員会を構成する。 (委員会の活動原則)	(1)　町民本位の適正な町政運営が行われているか、監視、批判及び評価をする。 (2)　町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための活動をするとともに、町民のための政策の立案及び提言を行う。 (3)　町民にとってわかりやすく開かれた議会運営に努め、議会への多様な町民参加を保障するとともに、議会として議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。 (4)　議会が議論の場であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由闊達な議論を重んじ、論点及び争点を明らかにするよう努めなければならない。

改　正　後	改　正　前
第5条　委員会は、議会の内部組織であることを自覚し、会議によって付託された議案及び請願・陳情の審議を行うとともに、所管事務等の調査によって、政策立案及び政策提案の充実を図るよう努める。 2　委員会は、請願・陳情を住民からの政策提案として位置付け、請願においては紹介議員の説明を求めることができる。 3　委員会は、付託された議案及び請願・陳情の審議については、必要に応じて前条第2項の規定を活用する。 4　委員会は、所管事務等の調査については、会議規則第77条第3項の規定により行う。 (議員の活動原則) 第6条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1)　議会が議論の場であるとともに合議制の機関であることを踏まえ、議員間の自由討議を重んじなければならない。 (2)　行政運営の課題について、住民の多様な意見を把握するとともに、自己研鑽や資質向上に努め、住民の代表であることを自覚し活動に努めなければならない。 (3)　住民全体の奉仕者として、福祉の増進を目指した活動に努めなければならない。 (自由討議による合意形成) 第7条　議会は、議員による討論の場であることを認識し、前条第1号に規定する自由な討議の機会を設けるものとし、会議規則第56条、第60条及び第71条の規定に基づき、これを実施するものとする。 2　議会は、自由な討議において積極的な議論を尽くすとともに、あわせて住民に対する説明責任を果たさなければならない。 3　議員は、自由な討議の結果としての議会の統一した意思決定に向けて、合意形成に努めるものとする。	(議員の活動原則) 第4条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1)　議会が議論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじなければならない。 (2)　町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動に努めなければならない。 (3)　町民全体の奉仕者として、福祉の向上を目指した活動に努めなければならない。

7

改　正　後	改　正　前
第3章　住民と議会の関係	第3章　町民と議会の関係
(情報公開と住民参加)	(情報公開と町民参加)
第8条　議会は、活動に関する情報公開及び住民との情報共有を推進しつつ、住民に対する説明責任を果たすとともに、議会活動に住民の意見を反映させるため、住民参加の機会を設けるよう努めなければならない。 (1)　議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開する。 (2)　開かれた議会運営のため、傍聴人に対し、議案及び議案の審議に用いる資料等の配布又は閲覧を行い、住民が常に閲覧及び取得できるよう、議会ホームページに公開する。	第5条　議会は、町民に対して議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。
	2　議会は、本会議に引き続き、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の公開に努めなければならない。 3　議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用し、必要に応じて町民の意見を聴く機会を設けるものとする。
2　会議及び各委員会は、会期中又は閉会中を問わず、住民との意見交換ができるよう一般会議を開催することができる。	4　議会は、町民による請願及び陳情等を政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。 5　議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
3　議会は、議案等に対する議決の結果、議員の賛否等を公表するとともに、議会の活動に対して住民の評価が的確になされるよう、情報の公開に努めるものとする。	6　議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表するとともに、議会の活動に対して町民の評価が的確になされるよう、情報の公開に努めるものとする。

改　正　後	改　正　前
4　議会は、前各項の規定に関する実効性を高めるために、住民、各種団体、ＮＰＯ法人等に対する議会報告会又は懇談会を年一回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、住民の意見を聴取して議会の活性化に生かすよう努める。	7　議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民若しくは町民の代表に対する議会報告会又は懇談会を年一回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、町民の意見を聴取して議会の活性化に生かすものとする。
第4章　町長と議会の関係	第4章　町長と議会の関係
(町長等と議会及び議員との関係)	(町長等と議会及び議員との関係)
第9条　議会及び議員は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、議会が議事機関であることを自覚し、議会活動を行わなければならない。	第6条　議会及び議員は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めなければならない。
2　議員は、町長等が任命する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しない。	2　議員は、町長等が任命する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しないものとする。
(質疑等に対する詳細説明)	
第10条　会議及び委員会に出席した町長その他説明員は、議員又は委員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、詳しい説明を求めることができる。	
2　詳しい説明の求めについての規定は、会議においては会議規則第65条に、委員会においては会議規則第72条によるものとする。	
(町長による政策等の形成過程の説明)	(町長による政策等の形成過程の説明)
第11条　議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議の水準を高めるため、町長その他説明員に対し次に掲げる形成過程の資料の提出及び説明を求めるものとする。	第7条　議会は、町長等が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議の水準を高めるため、町長等に対し次に掲げる形成過程の資料の提出及び説明を求めるものとする。
(1)　政策等の発生源	(1)　政策等の発生源
(2)　検討した他の政策案等の内容	(2)　検討した他の政策案等の内容
(3)　住民参加の実施の有無とその内容	(3)　町民参加の実施の有無とその内容

改　正　後	改　正　前
(4)　他の自治体の類似する政策等との比較検討 (5)　総合計画における根拠又は位置づけ (6)　政策等の実施にかかわる財源措置 (7)　将来にわたる政策等のコスト計算及び費用対効果	(4)　他の自治体の類似する政策等との比較検討 (5)　総合計画における根拠又は位置づけ (6)　政策等の実施にかかわる財源措置 (7)　将来にわたる政策等のコスト計算及び費用対効果
2　議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	
(予算及び決算における政策説明資料の提出)	(予算及び決算における政策説明資料の提出)
第12条　議会は、予算及び決算の審査に当たり、前条第1項各号の規定に準じて町長等に対しわかりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。	第8条　議会は、予算及び決算の審査に当たり、前条の規定に準じて町長等に対しわかりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めるものとする。
(法第96条第2項の議決事項)	(議決事件の拡大)
第13条　法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、法第96条第2項の規定により議会の議決すべきものを定める条例（平成24年条例第21号）によるものとする。	第9条　議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により、議決事件の拡大について積極的に活用するものとする。
	2　前項の議会の議決すべきものについては、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべきものを定める条例(平成24年かつらぎ町条例第21号)で定める。
	第5章　議会運営と議会機能の発揮
	(通年議会)
	第10条　議会は、主体的・機能的な活動を展開するため議会の会期を通年とする。
	2　議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定める。

10

改　正　後	改　正　前
	(議会運営) 第11条　議会は、町民の負託と信頼に応えるため地域の実情に即した自主的な議会運営を目指すとともに、円滑かつ効果的な運営に努めなければならない。 2　議員は、円滑かつ効果的な運営を図るため、自ら議会機能の向上に努めるものとする。 (自由討議による合意形成) 第12条　議会は、合議制の役割を十分果たすために、本会議等において、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を果たすものとする。 2　議会は、自由議論に基づき、監視機能と審議機能及び政策形成機能の充実に努めるものとする。 (委員会活動) 第13条　議会は、社会経済情勢等の変化により生じる行政諸課題に迅速に対応するため、委員会の専門性及び特性を生かした運営により、機動力の向上に努めるものとする。 2　議会は、委員会の審査に当たっては、町民に対し積極的に情報公開を行うとともに、町民との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。
第5章　議会活性化の推進 (議会活性化推進の取組) 第14条　議会は、議会の活性化に継続的に取り組むものとする。 2　議会は、必要があると認めたときは、議員で構成する議会活性化推進会議を設置するものとする。 3　議会は、必要があると認めたときは、前項の議会活性化推進会議に	第6章　議会活性化の推進 (議会活性化推進の取組) 第14条　議会は、議会の活性化に継続的に取り組むものとする。 2　議会は、必要があると認めたときは、議員で構成する議会活性化推進会議を設置するものとする。 3　議会は、必要があると認めたときは、前項の議会活性化推進会議に

改　正　後	改　正　前
識見を有する者等を構成委員として加えることができる。	識見を有する者等を構成委員として加えることができる。
4　議会は、円滑かつ民主的な運営等を推進するため、議会モニター制度を導入することができる。	4　議会は、円滑かつ民主的な運営等を推進するため、議会モニター制度を導入することができる。
5　前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。	5　前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。
(広聴及び広報の充実)	(議会広報及び広聴の充実)
第15条　議会は、町政及び議会に係る情報を住民に伝えるため、広聴と広報に努める。	第15条　議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。
2　議会は、多様な意見等を把握するため、住民アンケート等の広聴活動に努めなければならない。	2　議会は、議会広報紙の発行及び多様な情報通信技術を踏まえ、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。
3　議会は、多様な情報通信技術を活用し議会情報を公開するとともに、広報紙の発行を行い、住民との情報共有に努めなければならない。	3　議会は、町民の多様な意見及び提案を把握するため、町民アンケート等の広聴活動に努めるものとする。
第6章　議会の防災活動等	
(議会の防災活動等)	
第16条　議員は、本町地域において災害等が発生した際は、議会の計画に基づき、自己や家族の安全確保の後、支援活動等を行うよう努めるものとする。	
2　防災活動等に関する計画は、議長が別に定める。	
第7章　議会及び議会事務局の体制整備	第7章　議会及び議会事務局の体制
(調査研究機関の設置)	(調査研究機関の設置)
第17条　議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要に応じて識見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。	第16条　議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要に応じて識見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。
2　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。	2　議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。
3　第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	3　第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

改　正　後	改　正　前
(議員研修の充実強化) 第18条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。 2　議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び住民等との研修会を開催することができる。	(議員研修の充実強化) 第17条　議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。 2　議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び町民等との研修会を開催することができる。
(議会図書室の充実活用) 第19条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図る。	(議会図書室の充実活用) 第18条　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。
(議会事務局の体制整備) 第20条　議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。 2　議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的な能力の養成に努める。 3　議員及び委員会が、条例案、条例の修正案、予算の修正案等を議会に提出しようとする場合は、実務上の誤りが生じないよう町長等との協議を行うものとする。	(議会事務局の体制整備) 第19条　議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。 2　議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的な能力の養成を行うものとする。
第8章　議員の身分・待遇及び政治倫理	第8章　議員の身分・待遇及び政治倫理
(議員定数) 第21条　議員定数は、かつらぎ町議会の議員の定数を定める条例(平成18年かつらぎ町条例第41号)で定める。 2　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、住民の意見等総合的な観点から決定する。	(議員定数) 第20条　議員定数は、別に条例で定める。 2　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定する。

改　正　後	改　正　前
3　議員定数を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案する。	3　議員定数を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
(議員報酬)	(議員報酬)
第22条　議員報酬は、かつらぎ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年かつらぎ町条例第5号)で定める。	第21条　議員報酬は、別に条例で定める。
2　議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、住民の意見等総合的な観点から決定する。	2　議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、町民の意見等総合的な観点から決定する。
3　議員報酬を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。	3　議員報酬を議会が改正する場合は、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。
(議員の政治倫理)	(議員の政治倫理)
第23条　議員は、住民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、住民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	第22条　議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。
第9章　最高規範性及び研修	第9章　最高規範性及び見直し手続
(最高規範性)	(最高規範性)
第24条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定し、又は改廃してはならない。	第23条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定し、又は改廃してはならない。
2　議会及び議員は、この条例が最高規範であることを自覚し、この条例を遵守して議会を運営し又は議員の活動を行わなければならない。	
(条例に関する研修)	(議会及び議員の責務)
第25条　議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙又は補欠選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。	第24条　議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果た

改　正　後	改　正　前
第10章　条例の検証及び改正 (検証及び改正) 第26条　議会は、常に住民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。 2　議会は、前項による検証の結果に基づき、この条例の改正等の措置を講ずる。 3　議会は、前項の改正に伴い、他の条例等に改正すべき事由が生じた場合は、必要な措置を講じなければならない。 4　議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	さなければならない。 (見直し手続) 第25条　議会は、常に町民の意見及び社会経済情勢等の変化を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうか評価及び検討を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。 2　議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

15

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第２号　かつらぎ町議会定例会条例制定について

２．背景・経過

定例会の回数については、地方自治法第１０２条第２項の規定に基づき、条例で回数を定めることが求められています。通年議会の実施については、かつらぎ町議会通年議会実施要綱で定めていたものを、かつらぎ町議会基本条例の改正に伴い、かつらぎ町議会の定例会の回数を定める条例を廃止し、新たにかつらぎ町議会定例会条例を制定しようとするものです。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会基本条例の改正に伴い、条例制定を行おうとするものです。

４．概要

第１条　目的

第２条　定例会の回数

第３条　議会の解散があった場合の定例会の回数

第４条　会期

第５条　会議

第６条　会議期間の決定

第７条　その他

（施行期日：公布の日）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第３号　かつらぎ町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

かつらぎ町議会基本条例の全部改正に伴い、かつらぎ町議会委員会条例の傍聴取り扱いについて所要の改正を行おうとするものです。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会基本条例の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

委員会を原則公開するための一部改正を行います。

【改正内容】

第17条　委員会は、何人も傍聴することができる。

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第３号　参考資料】

かつらぎ町議会委員会条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会委員会条例（昭和62年かつらぎ町条例第12号） 目次 第1章　通則(第1条―第12条) 第2章　会議及び規律(第13条―第20条) 第3章　公聴会(第21条―第26条) 第4章　参考人(第26条の2) 第5章　記録(第27条) 第6章　補則(第28条) 附則 （省　　略） (傍聴の取扱い) 第17条　委員会は、何人も傍聴することができる。 2　（略） （省　　略）	○かつらぎ町議会委員会条例（昭和62年かつらぎ町条例第12号） 目次 第1章　通則(第1条―第12条) 第2章　会議及び規律(第13条―第20条) 第3章　公聴会(第21条―26条) 第4章　参考人(第26条の2) 第5章　記録(第27条) 第6章　補則(第28条) 附則 （省　　略） (傍聴の取扱い) 第17条　委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 2　（略） （省　　略）

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第４号　かつらぎ町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

２．背景・経過

かつらぎ町議会基本条例の理念を貫徹するため、地方議会の議会運営を規定しているかつらぎ町議会会議規則の関係する条項の改正を行おうとするものです。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会基本条例及び標準町村議会会議規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

①会期の規定の根拠がかつらぎ町議会定例会条例に基づくよう改めます。
②議長の宣告によって本会議が始まるよう規定します。
③標準町村議会会議規則の改正に基づいて、第９条の会議時間、第３２条の投票の効力による規定、第１０５条の２の新設による資格決定の通知を追加し、第１０７条の携帯品についての表記を改めます。
④議場での発言の仕方について、登壇と発言席、自席で行う場合の全てを議長の判断で行うよう規定し、会議規則との間で齟齬が生じないようにします。
⑤発言の要求についての規定を改めます。
⑥本会議と委員会における議員間の自由討議について、実施の仕方を規定します。
⑦議長及び副議長選挙の際、議場で立候補の志願者が所信を表明できるよう規定します。
⑧一般質問は一問一答で行うよう規定します。
⑨一般質問及び質疑に対し、町長その他説明員が、議員に対し詳しい説明を求めることができるよう規定しつつ、運用の手続きを定めます。詳しい説明を求めることができる範囲は、趣旨及び内容又は背景及び根拠とします。
⑩通年議会を踏まえ、議会における発言の取り消し又は訂正の規定を改めます。
⑪委員会における所管事務調査の発言は、議員相互の自由討議を基本とするよう規定します。

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第４号　参考資料】

かつらぎ町議会会議規則新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会会議規則（昭和62年かつらぎ町議会規則第1号）	○かつらぎ町議会会議規則（昭和62年かつらぎ町議会規則第1号）
目次	目次
第1章　総則(第1条―第13条)	第1章　総則(第1条―第13条)
第2章　議案及び動議(第14条―第20条)	第2章　議案及び動議(第14条―第20条)
第3章　議事日程(第21条―第25条)	第3章　議事日程(第21条―第25条)
第4章　選挙(第26条―第35条)	第4章　選挙(第26条―第35条)
第5章　議事(第36条―第49条)	第5章　議事(第36条―第49条)
第6章　発言(第50条―第66条)	第6章　発言(第50条―第64条)
第7章　委員会(第67条―第81条)	第7章　委員会(第65条―第77条)
第8章　表決(第82条―第92条)	第8章　表決(第78条―第88条)
第9章　請願(第93条―第99条)	第9章　請願(第89条―第95条)
第10章　秘密会(第100条・第101条)	第10章　秘密会(第96条・第97条)
第11章　辞職及び資格の決定(第102条―第105条の2)	第11章　辞職及び資格の決定(第98条―第101条)
第12章　規律(第106条―第113条)	第12章　規律(第102条―第109条)
第13章　懲罰(第114条―第120条)	第13章　懲罰(第110条―第116条)
第14章　公聴会(第121条―第126条)	第14章　公聴会(第117条―第122条)
第15章　参考人(第127条)	第15章　参考人(第123条)
第16章　会議録(第128条―第131条)	第16章　会議録(第124条―第127条)
第17章　全員協議会(第132条)	第17章　全員協議会(第128条)

改　正　後	改　正　前
第18章　議員の派遣(第133条) 第19章　補則(第134条) 附則 （省　　略） (会期) 第5条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定め、かつらぎ町議会定例会条例(令和7年かつらぎ町条例第　号)によるものとする。 2　（略） 3　議会の議決によって各会議における会議期間を設ける。 (会期及び会議期間の延長) 第6条　会期及び会議期間は、議会の議決で延長することができる。 （省　　略） (会議時間) 第9条　（略） 2　議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。	第18章　議員の派遣(第129条) 第19章　補則(第130条) 附則 （省　　略） (会期) 第5条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2　（略） (会期の延長) 第6条　会期は、議会の議決で延長することができる。 （省　　略） (会議時間) 第9条　（略） 2　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

改　正　後	改　正　前
4　会議の開始は、議長の宣告による。 （省　　略） (一事不再議) 第15条　議会で議決された事件については、同一会議期間中は、再び提出することができない。 （省　　略） (開票及び投票の効力) 第32条　（略） 2・3　（略） 4　投票の効力に係る法第118条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。 （省　　略） (付託事件を議題とする時期) 第40条　委員会に付託した事件は、第81条((委員会報告書))の規定による報告書の提出をまって議題とする。 (委員長及び少数意見の報告) 第41条　（略）	3　会議の開始は、号鈴で報ずる。 （省　　略） (一事不再議) 第15条　議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。 （省　　略） (開票及び投票の効力) 第32条　（略） 2・3　（略） （省　　略） (付託事件を議題とする時期) 第40条　委員会に付託した事件は、第77条((委員会報告書))の規定による報告書の提出をまって議題とする。 (委員長及び少数意見の報告) 第41条　（略）

22

改　正　後	改　正　前
2　第80条((少数意見の留保))第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。	2　第76条((少数意見の留保))第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
3・4　（略）	3・4　（略）
（省　　略）	（省　　略）
(発言の許可等) 第50条　発言は、全て議長の許可を得た後、登壇又は発言席において行わなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。	(発言の許可等) 第50条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。
(発言の要求) 第51条　会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求め、許可を得た後、起立しなければならない。ただし、挙手又は起立が困難な者は、この限りでない。	(発言の要求) 第51条　会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。
2　2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。	2　2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。
（省　　略）	（省　　略）
(議員間による会議における自由討議) 第56条　議員間の自由討議は、質疑の後、議長による発議又は議員による動議によって行う。	

23

改　正　後	改　正　前
2　動議は、発言により行い、自由討議の趣旨及び目的を明確にしなければならない。この場合において、この動議は、1人以上の議員の賛成によって成立する。 3　自由討議の対象となるのは、議案及び請願・陳情とする。 4　自由討議の間は、第66条((発言の取消し又は訂正))ただし書の規定にかかわらず、発言の趣旨を変更することができる。 5　自由討議に係る町長その他説明員の出席は、必要に応じて議長が決める。	
第57条～第59条　（略）	第56条～第58条　（略）
(質疑、討論又は自由討議の終結)	(質疑又は討論の終結)
第60条　質疑、討論又は自由討議が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。	第59条　質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
2　自由討議の宣告後、議長が特に必要と認めた場合、質疑を行うことができる。ただし、この質疑の後、自由討議を繰り返すことは許可しない。	
3　質疑、討論又は自由討議が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑、討論又は自由討議終結の動議を提出することができる。	2　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。
4　質疑、討論又は自由討議終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。	3　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
(選挙及び表決時の発言制限)	(選挙及び表決時の発言制限)
第61条　（略）	第60条　（略）
2　前項の規定にかかわらず、選挙の宣告後については、議長又は副議長の選挙に志願する者に対し、所信を述べる機会を与えることができる。	
第62条・第63条　（略）	第61条・第62条　（略）

24

改　正　後	改　正　前
(一問一答方式) 第64条　質問については、一問一答方式を用い、議長が定めた時間内で行う。 2　質問が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 (質疑等に対する詳細説明) 第65条　議員の質疑又は質問に対し、趣旨及び内容又は背景及び根拠について、町長その他説明員は、詳しい説明を求めることができる。 2　詳しい説明の求めを議長が許可したときは、議員は、この求めに対し、切実に答えなければならない。 3　詳しい説明の求めに対する発言は、質疑の回数又は質問時間に含めない。 4　議長は、詳しい説明の求めの終結を宣告し、その宣告後においては、何人もその終結前の詳しい説明に関わる発言を繰り返してはならない。 5　繰り返し詳しい説明を求めることによって、質疑又は質問の進行上著しく支障が生じると認めるときは、議長は、詳しい説明の求めを許可しない。	(準用規定) 第63条　質問については、第55条((質疑の回数))及び第59条((質疑又は討論の終結))第1項の規定を準用する。
(発言の取消し又は訂正) 第66条　議員は、その同一会議期間中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。	(発言の取消し又は訂正) 第64条　議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。
第67条～第70条　（略）	第65条～第68条　（略）
(委員会における自由討議) 第71条　議員間の自由討議は、質疑の後行うものとする。 2　委員会における自由討議は、第56条((議員間による会議における自	

25

改　正　後	改　正　前
由討議))(第1項及び第2項を除く。)の規定を準用する。ただし、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替える。	
(質疑に対する詳細説明)	
第72条　委員会における詳しい説明の求めについては、第65条((質疑等に対する詳細説明))(第3項を除く。)の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。	
第73条～第76条　（略）	第69条～第72条　（略）
(所管事務等の調査)	(所管事務等の調査)
第77条　（略）	第73条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　調査における発言は、議員相互の自由な討議を基本とし、第66条((発言の取消し又は訂正))ただし書の規定にかかわらず、発言の訂正についての規定を除外する。また表決についても所管事務等の調査の過程におけるものについては、第90条((表決の訂正))の規定を除外する。ただし、最終結論について表決が必要な場合は、この限りでない。	
第78条～第88条　（略）	第74条～第84条　（略）
(選挙規定の準用)	(選挙規定の準用)
第89条　記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条((議場の出入口閉鎖))、第29条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第30条((投票))、第31条((投票の終了))、第32条((開票及び投票の効力))第1項から第3項まで、第33条((選挙結果の報告))第1項、第34条((選挙に関する疑義))及び第35条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。	第85条　記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条((議場の出入口閉鎖))、第29条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第30条((投票))、第31条((投票の終了))、第32条((開票及び投票の効力))、第33条((選挙結果の報告))第1項、第34条((選挙に関する疑義))及び第35条((選挙関係書類の保存))の規定を準用する。
第90条～第105条　（略）	第86条～第101条　（略）

26

改　正　後	改　正　前
(資格決定の通知) 第105条の2　法第127条((失職及び資格決定))第3項の規定により準用される法第118条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。	
(品位の尊重) 第106条　（略）	(品位の尊重) 第102条　（略）
(携帯品) 第107条　議場に入る者は、帽子、コート、マフラー及び傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。	(携帯品) 第103条　議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
第108条～126条　（略）	第104条～第122条　（略）
(参考人) 第127条　（略） 2　（略） 3　参考人については、第124条((公述人の発言))、第125条((議員と公述人の質疑))及び第126条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。	(参考人) 第123条　（略） 2　（略） 3　参考人については、第120条((公述人の発言))、第121条((議員と公述人の質疑))及び第122条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。
第128条・第129条　（略）	第124条・第125条　（略）
(会議録に掲載しない事項) 第130条　閲覧用等の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第66条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。	(会議録に掲載しない事項) 第126条　閲覧用等の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。
(会議録署名議員)	(会議録署名議員)

改　正　後	改　正　前
第131条　（略） （全員協議会） 第132条　（略） 2　（略） 3　全員協議会は、何人も傍聴することができる。ただし、内容によっては、議長が傍聴の可否を判断することができる。 4　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。 5　（略） 第133条・第134条　（略） （附　則　省　略）	第127条　（略） （全員協議会） 第128条　（略） 2　（略） 3　（略） 第129条・第130条　（略） （附　則　省　略）

28

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
議会事務局

１．議案名

議案第５号　かつらぎ町議会傍聴規則の一部を改正する規則制定について

２．背景・経過

かつらぎ町議会基本条例の全部改正に伴い、資料提供等及び委員会の傍聴について規定するとともに、標準町村議会会議規則の改正に伴い、古い表記を現代用語に改正し、かつらぎ町議会会議規則の改正に伴い、写真、動画等の撮影及び録音等の禁止について改正しようとするものです。

３．趣旨・目的

かつらぎ町議会基本条例、標準町村議会会議規則及びかつらぎ町議会会議規則の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

①資料の提供等

議場には議場に配布された議案及び資料を傍聴人に対し配布又は閲覧させることができるよう規定します。

②傍聴人の守るべき事項

標準町村議会会議規則の改正に伴い、外とうをコート等、現代用語に改めるとともに、かつらぎ町議会会議規則の改正に伴い、携帯電話の所持を認めるものと規定します。携帯電話は、録音、カメラ、動画などの機能を合わせ持っており、持ち込みは認めるが、使用の禁止を規定します。また、議長の許可を得れば、携帯電話等を使って、録音、写真、動画の撮影を許可するよう規定します。

③委員会の傍聴

本会議の傍聴規定を準用する規定とします。

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第５号　参考資料】

かつらぎ町議会傍聴規則新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町議会傍聴規則（昭和62年かつらぎ町議会規則第2号）	○かつらぎ町議会傍聴規則（昭和62年かつらぎ町議会規則第2号）
（省　　略）	（省　　略）
（傍聴席に入ることができない者） 第6条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2)　（略） (3)　ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者。ただし、第9条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。 (4)・(5)　（略） (6)　前各号に定めるもののほか、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれあるものを携帯している者 2～4　（略）	（傍聴席に入ることができない者） 第6条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。 (1)・(2)　（略） (3)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。 (4)・(5)　（略） (6)　前各号に定めるもののほか、銃器、棒その他他人に危害、又は迷惑を及ぼすおそれあるものを携帯している者 2～4　（略）
（資料の提供等） 第7条　議長は、議場に配布された議案及び資料を傍聴人に対し配布又は閲覧させることができる。	
（傍聴人の守るべき事項） 第8条　傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3)　（略）	（傍聴人の守るべき事項） 第7条　傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。 (1)～(3)　（略）

改　正　後	改　正　前
(4)　帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。	(4)　帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
(5)　携帯電話を使用しないこと。	
(6)～(9)　（略）	(5)～(8)　（略）
(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)	(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
第9条　傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。	第8条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
2　前項ただし書の規定により、議長の許可を得ようとする者は、議会傍聴における写真、動画等の撮影及び録音等の許可申請書(様式第3号)に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。	
(係員の指示)	(係員の指示)
第10条　（略）	第9条　（略）
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
第11条　（略）	第10条　（略）
(委員会の傍聴)	
第12条　委員会の傍聴は、この規則に準じて行う。この場合において、「会議」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは、第5条を除き「委員会室」と読み替えるものとする。	
（附　則　省　略）	（附　則　省　略）

31

議 案 参 考 資 料 （令和７年第１回定例会１月会議）	担当課（室）係 総務課　管理係

１．議案名

議案第６号　職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、人事院勧告が行われました。

３．趣旨・目的

人事院勧告に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

４．概要

【第１条関係】

①国家公務員の行政職給料表（一）に準じ、給料表の改定(平均3.0%引上げ)

②期末勤勉手当を0.1月分引上げ、令和6年度12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分

【第２条関係】

③令和7年度以降については、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分

		常勤職員・会計年度任用職員		定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）	
		6月期	12月期	6月期	12月期
令和6年度	期末手当	1.225月（支給済）	1.275月（現行1.225月）	0.6875月	0.7125月（現行0.6875月）
	勤勉手当	1.025月（支給済）	1.075月（現行1.025月）	0.4875月	0.5125月（現行0.4875月）
	計	2.25月	2.35月（現行2.25月）	1.175月	1.225月（現行1.175月）
令和7年度	期末手当	1.25月	1.25月	0.7月	0.7月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	0.5月	0.5月
	計	2.3月	2.3月	1.2月	1.2月

【第３条関係】

④常勤職員に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定

（施行期日：公布の日。ただし、③については令和７年４月１日）

（適用期日：①④については令和６年４月１日、②については令和６年１２月１日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第６号　参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第１条関係】 ○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号） （省　　略） （期末手当） 第18条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)　6箇月　100分の100 (2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80 (3)　3箇月以上5箇月未満　100分の60 (4)　3箇月未満　100分の30 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4～6　（略） （省　　略）	【第１条関係】 ○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号） （省　　略） （期末手当） 第18条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)　6箇月　100分の100 (2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80 (3)　3箇月以上5箇月未満　100分の60 (4)　3箇月未満　100分の30 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4～6　（略） （省　　略）

改　正　後

（勤勉手当）

第19条　（略）

2　（略）

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5　（略）

（省　　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第8条関係)

職員の区分＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000

改　正　前

（勤勉手当）

第19条　（略）

2　（略）

(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5　（略）

（省　　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第8条関係)

職員の区分＼職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100

改正後							
任用短時間勤務職員以外の職員	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400

改正前							
任用短時間勤務職員以外の職員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500

改正後							改正前						
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600

改正後							改正前						
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900

改正後							改正前						
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		299,400	347,400				94		295,900	343,600			
95		299,700	347,800				95		296,200	344,100			
96		300,100	348,200				96		296,600	344,500			
97		300,300	348,400				97		296,800	344,700			
98		300,600	348,800				98		297,100	345,100			
99		301,000	349,200				99		297,500	345,500			
100		301,400	349,500				100		297,900	345,800			
101		301,600	349,800				101		298,100	346,100			
102		301,900	350,200				102		298,400	346,500			
103		302,200	350,600				103		298,800	346,900			
104		302,500	351,000				104		299,100	347,300			
105		302,700	351,500				105		299,300	347,800			

改正後							
	106		303,000	351,900			
	107		303,300	352,300			
	108		303,600	352,700			
	109		303,800	353,200			
	110		304,200	353,600			
	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

改正前							
	106		299,600	348,200			
	107		300,000	348,600			
	108		300,300	349,000			
	109		300,500	349,500			
	110		300,900	349,900			
	111		301,300	350,200			
	112		301,600	350,500			
	113		301,800	351,000			
	114		302,000				
	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

改　正　後	改　正　前
員	員
（省　　略）	（省　　略）

40

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第６号　参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
【第２条関係】 ○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号） （省　　略） （期末手当） 第18条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)　6箇月　100分の100 (2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80 (3)　3箇月以上5箇月未満　100分の60 (4)　3箇月未満　100分の30 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～6　（略） （省　　略）	【第２条関係】 ○職員の給与等に関する条例（昭和33年かつらぎ町条例第44号） （省　　略） （期末手当） 第18条　（略） 2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)　6箇月　100分の100 (2)　5箇月以上6箇月未満　100分の80 (3)　3箇月以上5箇月未満　100分の60 (4)　3箇月未満　100分の30 3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4～6　（略） （省　　略）

改　正　後	改　正　前
(勤勉手当) 第19条　（略） 2　（略） (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額 3～5　（略） （省　　略）	(勤勉手当) 第19条　（略） 2　（略） (1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額 (2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 3～5　（略） （省　　略）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第６号　参考資料】

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改　正　後

【第３条関係】

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
（令和元年かつらぎ町条例第39号）

（本　則　省　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第4条関係)
行政職給料表

職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000

改　正　前

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
（令和元年かつらぎ町条例第39号）

（本　則　省　略）

（附　則　省　略）

別表第1(第4条関係)
行政職給料表

職務の級 / 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400

改　正　後			改　正　前		
6	189,700	237,500	6	167,700	216,200
7	191,300	239,000	7	168,800	217,900
8	192,900	240,500	8	169,900	219,600
9	194,500	242,000	9	170,900	221,100
10	196,200	243,400	10	172,300	222,600
11	197,800	244,800	11	173,600	224,100
12	199,400	246,200	12	174,900	225,600
13	201,000	247,400	13	176,100	226,800
14	202,700	248,600	14	177,600	228,200
15	204,400	249,800	15	179,100	229,600
16	206,100	251,000	16	180,700	231,000
17	207,400	252,100	17	181,800	232,400
18	209,000	253,200	18	183,200	234,000
19	210,600	254,300	19	184,600	235,500
20	212,100	255,400	20	186,000	236,900
21	213,600	256,400	21	187,300	238,100
22	215,200	257,400	22	189,600	239,700
23	216,800	258,400	23	191,800	241,200
24	218,400	259,400	24	194,000	242,600
25	220,000	260,400	25	196,200	243,600
（省　　略）			（省　　略）		

議 案 参 考 資 料

（令和７年第１回定例会１月会議）

担当課（室）係
住民福祉課　住民係

１．議案名

議案第７号　かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例制定について

２．背景・経過

戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例改正を行おうとするものです。

戸籍法の一部を改正する法律は、令和６年３月１日に施行されておりますが、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の運用については、施行時点では連携先のシステム整備が整っておらず、運用時期は早くても令和７年３月末の見込でありました。そのため利用環境が整う期間及び住民への周知期間を考慮し今１月会議にて上程するものです。

３．趣旨・目的

戸籍法の一部改正により、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提出することで、行政手続きにおける戸籍証明書等の提出が省略可能となります。

この識別符号とは、自分の戸籍の電子的記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供するために必要な数字１６ケタのコードです。

これに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号発行手数料にかかる標準額が示されましたので、本条例において手数料を定めるものです。

４．概要

別表第２において手数料を追加します。

①　戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　　４００円

ただし、電子情報処理組織（マイナポータル）の使用による発行又は同時に同一事項を証明する戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書を請求する場合は無料

②　除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　　７００円

ただし、電子情報処理組織（マイナポータル）の使用による発行又は同時に同一事項を証明する除籍謄本若しくは抄本又は除籍証明書を請求する場合は無料

（施行期日：公布の日）

（令和７年第１回定例会１月会議）
【議案第７号　参考資料】

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例新旧対照表

改　正　後	改　正　前
○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 （昭和33年かつらぎ町条例第33号） （省　　略） 別表第2(第2条関係) １・２　（略） ３　戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　1件につき　400円（電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び第6項において同じ。)で戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。） ４・５　（略） ６　戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料　1件につき　700円（電子情報処理組織を使用する方法で除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び除籍電子証明書提供用識	○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 （昭和33年かつらぎ町条例第33号） （省　　略） 別表第2(第2条関係) １・２　（略） ３・４　（略）

改　正　後	改　正　前
別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。） 7～56　（略）	5～54　（略）

47